

## 不利益処分

処 分 名	改良住宅割増賃料の決定
根 拠 法 令	奄美市営住宅管理条例53条
所 管 課	建築住宅課

### 1 処分基準

#### (1) 処分の内容

収入基準超過者に対し割増賃料を課す。

#### (2) 処分の要件

第2種住宅（公営住宅法施行令第2条第2項に規定する市営住宅をいう。）において、当該入居者の収入が以下の基準の場合は、その率を乗じた額を課す。